

田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業募集要項等に係る修正新旧対照表（令和8年1月30日修正版）

※回答中で引用している募集要項のページ数は、令和7年12月19日修正公表版に基づいています。

No	公募資料	頁	第	1	(1)	①	他	現状（旧）	修正（新）
1	募集要項	12	3	3	(8)	④		<p>■競争的対話の実施概要</p> <p>④提出方法</p> <p>・参加できる人数は、1グループ5名までとする。</p>	<p>■競争的対話の実施概要</p> <p>④提出方法</p> <p>・参加人数は10名以内とする。</p>
2	募集要項	19	3	9	(1)	①		<p>① 改定の対象となるサービス対価</p> <p>次の業務に係るサービス対価を改定の対象とする。</p> <p>・本施設の建設業務（事前調査費、設計費、工事監理費は含まない）、維持管理業務、運営業務</p>	<p>① 改定の対象となるサービス対価</p> <p>次の業務に係るサービス対価を改定の対象とする。</p> <p>・本施設の建設業務（事前調査費、設計費、工事監理費、什器・備品調達設置費は含まない）、維持管理業務、運営業務</p>
3	仮設計施工一括工事請負契約書（案）	3	別紙	1	(1)			<p>(1) 改定の対象となるサービス対価</p> <p>本施設の建設業務（事前調査費、設計費、工事監理費は含まない）</p>	<p>(1) 改定の対象となるサービス対価</p> <p>本施設の建設業務（事前調査費、設計費、工事監理費、什器・備品調達設置費は含まない）</p>
4	設計施工一括工事請負契約書（案）	3	別紙	1	(1)			<p>(1) 改定の対象となるサービス対価</p> <p>本施設の建設業務（事前調査費、設計費、工事監理費は含まない）</p>	<p>(1) 改定の対象となるサービス対価</p> <p>本施設の建設業務（事前調査費、設計費、工事監理費、什器・備品調達設置費は含まない）</p>
5	基本契約書(案)	4	9条の3	1	(2)			<p>(参加資格喪失の定義)</p> <p>第9条の3 本条における「応募資格喪失」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 刑事罰が確定し、応募資格に影響を及ぼす事態が生じた場合</p> <p>(2) 田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合。</p> <p>(3) その他、応募資格を維持する上で必要な法令、規則、基準等に違反し、市が応募資格の喪失と判断した場合。</p>	<p>(参加資格喪失の定義)</p> <p>第9条の3 本条における「応募資格喪失」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 刑事罰が確定し、応募資格に影響を及ぼす事態が生じた場合。</p> <p>(2) その他、応募資格を維持する上で必要な法令、規則、基準等に違反し、市が応募資格の喪失と判断した場合。</p>